

宿泊約款

第1条(本約款の適用)

当施設の締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

第2条(宿泊契約の申込み)

当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

1. 宿泊者の、住所、氏名、電話番号、性別、国籍、および職業
2. 宿泊日及び到着予定時刻
3. 宿泊料金
4. その他当施設が必要と認める事項

宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設に当該継続期間にかかる予約がなかった場合にのみ、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第12条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

前条の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

当施設は、次に掲げる場合において、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次に該当すると認められるとき。
 - a. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - b. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - c. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
5. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
6. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
7. 危険物(ストーブ等の火器、石油類)及び人体に有害な物品を持ち込むとき。
8. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
9. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
10. 都道府県が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

第6条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別途申し込み時に提示した違約金を申し受けます。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで、宿泊日の午後25時(翌午前1時)になっても到着しないときは、その宿泊契約は解除されたものとみなし、処理することがあります。

第7条(当施設の契約解除権)

当施設は他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊契約を解除する事ができます。

1. 第2条第1項を申しただけでないとき。
2. 第3条の申込金の支払いを請求した場合において、指定日までにその支払いがないとき。
3. 第5条第2号から第10号までに該当することとなったとき。

第8条(宿泊の登録)

宿泊客は、宿泊日当日までに、次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
3. 出発日及び出発予定時刻
4. その他当施設が必要と認める事項

宿泊客が第11条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条(チェックイン・チェックアウトタイム)

1. 宿泊客が当施設に入館いただける時刻(チェックインタイム)は午後4時からとし、当施設より退館いただく時刻(チェックアウトタイム)は午前11時迄とします。
2. 当施設は、当施設が認めた場合を除き、第1項記載の時間外のご利用は一切できません。

第10条(利用規則の遵守)

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

第11条(料金の支払い)

宿泊料金等の支払いは、定日までに申込金(宿泊料金相当)を施設指定銀行口座へ入金(振込み)又はクレジットカード決済等振込みに代わりうる方法によります。

当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条(当施設の責任)

1. 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊客が施設に入ったときに始まり、宿泊客が出発するため当施設をあけたときに終わります。
2. 当施設が宿泊客に客室の提供ができなくなった場合、天災その他の理由により困難な場合等を除き、当施設の責に帰すべき時は、その宿泊客に類似料金による他の宿泊施設を斡旋いたします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金はいただきません。
3. 前項の場合、当施設は、宿泊料金以上の賠償責任は負いかねます。

第13条(宿泊継続の拒絶)

当施設は、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、当施設が指定した違約金及び賠償金の請求および宿泊の継続をお断りすることがあります。

1. 第2条第2号から第10号までのいずれかに該当することになったとき。
2. 宿泊客以外のものを客室内に入れたとき(宿泊客以外の無断入室、無断宿泊など)。

3. 第10条に定めた利用規則に従わなかったとき。
4. 館内での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則禁止事項に従わないとき。

第14条(寄託物等の取扱い)

当施設では寄託物等の取扱いは行っておりません。

宿泊者が当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

第15条(手荷物又は携帯品の保管)

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間保管します。

2. 第1項の保管期間の経過後は、貴重品については、最寄の警察署へ届けます。

3. その他の物品については処分させていただきます。

第16条(駐車場)

当施設には宿泊者用の駐車場はございません。

第17条(宿泊客の責任)

宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第18条(管轄及び準拠法)

本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する東京地方裁判所、東京簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

ペットに関する宿泊約款

第1条(宿泊契約の申込み)

当施設にペットを同伴しての宿泊契約の申込みを行う場合は、当施設が必要と認めるそのペットに関わる情報を、当施設に申し出ていただきます。

第2条(ペットの受け入れについての拒否)

当施設は、次に掲げる場合において、ペットの受け入れに応じないことがあります。

1. ペット受け入れに関わる清掃費をお支払いいただけない場合
2. ペット受け入れ用の客室が、満室により客室の余裕がないとき
3. 宿泊するペットが、宿泊に関し、依頼者以外の指示を受けないと認められたとき
4. 宿泊するペットが、犬以外の動物であるとき
5. 宿泊するペットが、宿泊依頼者または飼い主と離れての宿泊が困難と当施設が判断するとき
6. 宿泊するペットが体重10kgを超えるとき
7. 宿泊するペットが、闘犬種であるとき
8. 宿泊するペットが、過去1年以内に、狂犬病及び「5種混合」以上の予防接種を受けていることが証明されないとき
9. 宿泊するペットが、感染症に罹患している可能性があるとき
10. その他当施設が予め定めた事項に該当する場合

第3条(清掃費の支払い)

当施設は、ペット同伴における清掃費用として別途清掃料金をお支払いいただきます。

料金については、各施設に記載されている金額に従います。

第4条(宿泊する動物の責任)

宿泊するペットが当施設に危害を加えたときは、宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償して頂きます。スタッフ、その他の宿泊者及び動物等に損害を与えた場合も、当該ペットの飼い主である宿泊者にその損害を補填して頂きます。

第5条(同伴ペットの放置によるペットの所有権)

宿泊者が故意・過失によらず、同伴したペットを当施設内に放置してチェックアウトした場合、チェックアウト日から起算し7日後に宿泊動物の所有権が宿泊者から当施設に譲渡されます。

利用規則

施設の公共性と安全性を維持するため、当施設をご利用のお客様には 宿泊約款第10条に基づき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第13条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

1. 施設内で火災の原因となる火気などをご使用にならないこと。
2. 施設内は「全面禁煙」となっております。
3. 当施設は一般住宅地にある木造の施設になりますので、近隣住民に迷惑となるような、高声放歌や喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたりなさらないこと。
4. 施設内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。
 - (1) 当施設が承認していない動物、鳥類
 - (2) 著しく悪臭を発するもの。
 - (3) 著しく多量な物品
 - (4) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - (5) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
 - (6) 大麻、麻薬、覚せい剤等
5. 当施設内で、賭博および風紀をみだすような行為をしないこと。
6. みだりに外来客を施設内に引き入れたり、施設内の諸設備、諸物品などを他の場所に移動、加工、持ち出しさせたり、目的以外の用途に利用させたりしないこと。
7. 施設の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、施設内の他の場所に移動したりしないこと。